

# 質 疑 回 答 書

1 件 名 下水道情報管理システム賃貸借（長期継続契約）

2 場 所 下水道事業課

上記案件について、質疑がありましたので、下記のとおり回答いたします。

## 記

質 疑 事 項	回 答 内 容
<p>Q 1：契約満了後の撤去について</p> <p>契約満了後引き続き使用しない場合、市の負担にて、原状回復・データ消去しリース会社指定場所まで返還するとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>A 1：契約満了後引き続き使用しない場合、市の負担にて、原状回復・データ消去しリース会社指定場所まで返還いたします。</p>
<p>Q 2：納期について</p> <p>指定の契約期間について、今後のコロナウイルス感染拡大と長期化によっては、物流遅延等の不測事態が発生し納期遅延が発生する可能性があります。その他、台風等自然災害の影響もしくは、部品の入荷等の状況により納期遅延が生じた場合、当社への指名停止等の処分、賠償請求や違約金請求等無く、納期延長等を協議できますでしょうか。</p>	<p>A 2：「賃貸借契約約款」第 13 条、第 22 条に基づく対応となりますが、状況を確認した上で、新型コロナウイルス感染拡大や自然災害の理由のみによる納入遅延など、受注者の責めに帰すべき事由でないと認められる場合は、損害賠償や違約金の請求は行いません。</p> <p>さらに、指名停止措置については、「越谷市の契約に係る指名停止等の措置要綱」に基づく対応となりますが、状況を確認した上で、新型コロナウイルス感染拡大や自然災害の理由のみによる納入遅延など、受注者の責めに帰すべき事由でないと認められる場合は、指名停止措置は行いません。</p> <p>なお、「賃貸借契約約款」は、越谷市公式ホームページ（トップページ→暮らし・市政→産業・事業者の方へ→入札・契約情報→公表資料→契約約款等）に掲載しておりますので、ご参照ください。</p>

Q 3 : Q 2 について

市の指定納入業者による調達状況等が原因となる納入遅延が発生した場合、賃貸人の責めに帰すべき理由となりますか。

Q 4 : 物件不適合責任について

製品保証期間外における物件不適合責任について、賃貸人が負わない認識でよろしいでしょうか。

Q 5 : 使用実績及び再リースの予定について

代替前の現行使用物件は、何年間の使用実績がありますか。また、本件について、再リースの予定はありますか。

Q 6 : 契約関連書類について

契約書式・契約条項は事前にお示しいただけますでしょうか。できましたら、質問回答時に提示ください。

Q 7 : 入札金額について

入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの契約期間中の賃貸借料総額でよろしいでしょうか。

A 3 : 市の指定納入業者による調達状況等が原因となる納入遅延が発生した場合は、賃貸人の責めに帰すべき理由となります。

A 4 : 質疑文中の「製品保証期間」は、契約開始日からのメーカーの保証期間のことで、その保証期間外に、リース契約仕様書の別紙機器一覧表にあります「保証延長パック 翌営業日以降訪問修理 5年」などの範囲を超えた保守が必要となった場合について、賃貸人が責任を負うかどうかのご質問をいただいております。

この場合につきましては、保守パック等では対応できない保守について、別途契約を行う予定です。

A 5 : 代替前の現行使用物件は、5年間の使用実績があります。

また、本件について、再リースの予定はありません。

A 6 : 契約書は本市の書式となり、雛形をお示しすることはできませんが、記載される項目は、件名、規格及び数量、設置場所、賃貸借期間、契約金額、支払条件、契約保証金、等となります。

また、本件については、越谷市公式ホームページ(トップページ→暮らし・市政→産業・事業者の方へ→入札・契約情報→公表資料→契約約款等)に掲載しております「賃貸借契約約款」が添付されますので、ご参照ください。

A 7 : 入札金額は、消費税及び地方消費税込みの契約期間中の物件供給価格を含んだ賃貸借料総額(契約希望金額)の110分の100としてください。

Q 8 : 契約変更または解除時の損害金請求について

契約期間中の変更又は解除により賃貸人に損害が生じた場合、解約金もしくは損害賠償の請求ができますか。

Q 9 : リース契約仕様書 6. その他に

「②機器の保守費用は、リース契約に含まれません。」とありますが、物件供給価格の明細「別紙 機器一覧表」では、機器の保守5年分が含まれております。記載内容は誤りである、という認識で宜しいでしょうか。

A 8 : 発注者が「賃貸借契約約款」第14条に基づく変更を行った場合、受注者は同第20条に基づく解除を行うことができ、同第24条に基づく損害の賠償を請求することができます。また、同第19条及び20条に定める発注者の解除権による解除を行った場合は、第24条に基づく損害の賠償を請求することができます。

さらに、長期継続契約による特約事項として、同第30条に基づく対応をいたします。

A 9 : 機器の保守は、リース契約仕様書の別紙 機器一覧表に含まれているため、物件供給価格に含まれております。

機器一覧表に示す「保証延長パック 翌営業日以降訪問修理 5年」などの範囲を超えた保守費用は別途リース契約入札額に含める必要がない、という趣旨ですのでご理解を賜りますようお願い申し上げます。